

定期積金
「職域サポート積金」

No.1

2025年4月1日現在

1. 商品名 (愛称)	・定期積金「職域サポート積金」
2. 販売対象	・個人・個人事業主
3. 契約期間	・3年、5年
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額	・自動振替・集金・窓口入金のお取扱い いずれも可 ・10,000円以上1,000円単位
5. 払戻 (支払) 方法	・満期日以後に一括して給付契約金を支払います
6. 利息 (給付補填金) (1) 適用金利 (2) 給付補填金の支払方法 (3) 計算方法	・固定金利 ・スーパー定期積金3年、5年の店頭表示金利に年0.050%上乘せします。 ・契約時の通帳に表示する約定年利回りを満期日まで適用します ・給付補填金は満期日以後に一括して支払います ・給付補填金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算
7. 税金	・個人の利息には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります (なお、マル優はご利用できません) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。
8. 付加できる特約事項	・集金・窓口入金のほか普通預金等からの自動振替による受入ができます ・「定期性総合口座」の担保は不可 ・通常の定積担保としての差入れは可
9. 中途解約時の取扱い	・原則として満期日前の解約はできませんが、やむをえず満期日前に解約する場合は、解約日の普通預金利率を期限前解約利率 (小数点第4位以下切捨て) として利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともにお支払いします ・中途解約時に適用する普通預金金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
10. 金利情報の入手方法	・金利 (年利回り) は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください

2023年4月1日現在

<p>11. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0120-971-951）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）若しくは関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>12. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します ・預金保険制度の付保対象預金です（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます） ・「総合口座」のお取扱いはできません ・原則として満期日前の解約はできません ・掛金を先払いするお取扱いはできません